日本私立大学協会

私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞

「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人　純心女子学園
② 設置大学名称	長崎純心大学
③ 担当部署	総務部 総務課
④ 問合せ先	電　話 095(846)0084(代) E-mail gakuen@n-junshin.ac.jp
⑤ 点検結果の確定日	2026 年 10 月 13 日
⑥ 点検結果の公表日	2026 年 10 月 30 日
⑦ 点検結果の掲載先 URL	https://www.n-junshin.ac.jp/univ/profile/disclosure/governance/
⑧本協会による公表	承諾する

【備考欄】

2026（令和 8）年変更点 原則１－２　実施項目１－２①　「4 年目」を「最終年度」に変更。 原則２－２　実施項目２－２②　「4 名」を「3 名」に変更。

様式Ⅰ

Ⅰ－Ⅰ．「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則１　自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則２　公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則２－２　多様性への対応	○
基本原則３　安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－４　危機管理体制の確立	○
基本原則４　透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開	○

Ⅰ－Ⅱ．遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

Ⅰ－Ⅲ．遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ.「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	本学ホームページにおいて、教育理念、本学のモットー、学園標語を、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明示している。 （掲載先 URL） https://www.n-junshin.ac.jp/univ/profile/principle/idea/ 学部においては「キャンパスガイド」、研究科においては「履修等案内」に掲載している。 また、基礎科目として、建学の精神を理解するため、1・2 年次に「純心セミナーA」「純心セミナーB」「純心セミナーC」「キリスト教入門 A」「キリスト教入門 B」を開講し、必修科目としている。
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	学部及び学科ごとに 3 方針（ポリシー）を策定し、入学から卒業に至る学びの道筋を具体的に明示している。 また、3 ポリシーに基づき、学生の学修成果を適切に把握・可視化するとともに、恒常的な教育の質保証と改善に努めるため、3 ポリシーの適切性と 3 ポリシーに従って教育が適切実施されているかどうかを調査・検証し、改善につながるためのアセスメントプランを策定し、公表している。 （掲載先 URL） ・教育研究上の目的 https://www.n-junshin.ac.jp/univ/profile/principle/purpose/ ・ディプロマポリシー https://www.n-junshin.ac.jp/univ/profile/principle/diploma_policy/ ・カリキュラムポリシー https://www.n-junshin.ac.jp/univ/profile/principle/curriculum_policy/ ・アドミッションポリシー https://www.n-junshin.ac.jp/univ/profile/principle/admission_policy/ ・アセスメントプラン https://www.n-junshin.ac.jp/univ/profile/principle/assessment_plan/
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長は、学則第 2 条に掲げる「本学は、カトリシズムの建学精神に基づき、学術の中心として真理を求め、広い知識と深い専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力の展開による全人教育に努め、地域と世界に貢献し得る有能な人物を育成すると共に、人類の平和及び文化と福祉の展開に寄与する」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統括している。

	「業務分掌規程」「長崎純心大学運営の組織規程」、毎年定める「校務分掌」において役職者の役割、業務内容について明確にしている。
実施項目１－１④	**説明**
教職協働体制の確保	学内での委員会、センター、教育研究運営委員会、教授会、研究科委員会等の組織・会議は、教員に加え、事務部の事務局長、部長、課長が出席しており、適切に分担、協力、連携しながら業務に取り組んでいる。
実施項目１－１⑤	**説明**
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	常任委員会として、「FD・SD 委員会」を設置し、学部の授業改善・教育の質向上のための取り組み、研修会等の実施に関する事項、学部の教育プログラムの改善・向上へ向けた具体的方策の検討に関する事項、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営に関する事項、教職員に必要な知識及び技能の修得に関する事項、教職員の能力及び資質向上をさせるための取り組み、研究等の実施に関する事項について審議している。 また、定期的に全教職員を対象に SD 研修会、FD 研修会を実施している。 更に、「教員及び教職員の人材育成目標・方針」を策定し、育成に努めている。 （掲載先 URL） https://www.n-junshin.ac.jp/univ/profile/principle/policy/

原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目１－２①	**説明**
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	2022 年度から 5 年の計画で策定された第 4 期中期目標・中期計画は、8 割以上の学生がこの大学の教育及び学生生活に満足していると言われる大学にする。本学を志望し、入学し、学び、そして社会へはばたく過程において学生の望む成長を教職員全員が全力でサポートする。の 2 項目を目標に「5 年後にありたい姿」として掲げ、進行しており、現在最終年度を迎えている。
実施項目１－２②	**説明**
計画実現のための進捗管理	常任理事会、理事会等で各事業所から、各年度、年間の中間報告、年度末の報告を行い共有し、改善に努めている。

原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目２－１①	説明
社会の要請に応える人材の育成	「長崎純心大学学則」第 2 条（目的及び使命）に「本学は、カトリシズムの建学精神に基づき、学術の中心として真理を求め、広い知識と深い専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力の展開による全人教育に努め、地域と世界に貢献し得る有能な人物を育成すると共に、人類の平和及び文化と福祉の展開に寄与することを目的とする。」と掲げている。 司書、学芸員、教育職員、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、保育士等多くの専門職養成を行っている。 （掲載先 URL） https://www.n-junshin.ac.jp/univ/mt_profile/university_gakusoku.pdf
実施項目２－１②	**説明**
社会貢献・地域連携の推進	「社会貢献方針」を策定し、連携を推進している。 （掲載先 URL） https://www.n-junshin.ac.jp/univ/profile/principle/policy/ 大学間連携、産官学連携、高大連携、公開講座、科目等履修生・研究生の受入れ、出張講義・出前講座を広く行っている。業務は、地域連携センター及び教学支援課で対応している。 （掲載先 URL） https://www.n-junshin.ac.jp/univ/contribution/ また、被爆を経験した学園として平和交流にも積極的に取り組んでいる。加えてキリシタン史料・長崎学等を蔵書した博物館を有し、一般に開放している。 （掲載先 URL） https://www.n-junshin.ac.jp/univ/research/museum/ 更に、大学内にある心理教育相談センターにおいては、地域の方々へ心理臨床サービスを提供している。 （掲載先 URL） https://www.n-junshin.ac.jp/univ/research/lab-center/shinri_center/

原則２－２　多様性への対応

実施項目２－２①	説明
多様性を受容する体制の充実	「学生支援に関する方針」を策定し、全ての学生を対象に支援を行う体制を行っている。 （掲載先 URL） https://www.n-junshin.ac.jp/univ/profile/principle/policy/ 学生支援センターに学生相談室（キャンパスライフ支援室、こころの相談室)、特別の配慮を必要とする学生支援室、保健室を設置している。

実施項目２－２②	説明
役員等への女性登用の配慮	理事現在数 8 名のうち 3 名、評議員 9 名のうち 3 名の女性を登用している。また、管理職に占める女性教職員の割合は、全教職員の半数を超えている。 （掲載先 URL） https://www.n-junshin.ac.jp/official/activities/actionplan/

原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－１①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格及び構成については、「学校法人純心女子学園寄附行為」第 8 条に定め、明確にしている。なお、理事選任機関は評議員会とし、「寄附行為」第 6 条に定め、評議員会での意見を十分に踏まえ適切に理事を選任している。
実施項目３－１②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会は、「寄附行為」及び「理事会運営規則」に則り定期的に開催し、必要に応じて随時開催することもある。「寄附行為」に基づき、評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議決定している。
実施項目３－１③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事に対し、文部科学省や日本私立大学協会、団体等の研修についての情報を提供している。

原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目３－２①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任及び資格については、「寄附行為」第 22 条及び第 23 条に定め明確にしており、評議員会の決議をもって選任している。 会計監査人についても、評議員会の決議によって選任することを「寄附行為」第 50 条に定めている。
実施項目３－２②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	「監事監査職務規則」に監事は、監査室、会計監査人、外部専門家と連携をとり業務を遂行することが明記されており、連携している。 監事、会計監査人及び監査室との情報交換を定期的に行っている。 また、理事長とも定期的な会合を行っている。
実施項目３－２③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事に対し、文部科学省や日本私立大学協会、団体等の研修の情報を提供している。

原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－３①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任及び資格については、「寄附行為」第 32 条及び第 33 条に定め明確にし、評議員の年齢、性別、職業等に偏りがないよう配慮している。 「寄附行為」に従って評議員は、評議員会において審議決定される。
実施項目３－３②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会は、「寄附行為」及び「評議員会運営規則」に則り毎年度 1 回開催するほか、必要に応じて随時開催することもある。評議員会の職務及び運営方法を明確にするとともに理事会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。
実施項目３－３③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員に対し、文部科学省、団体等の研修についての情報を提供している。

原則３－４　危機管理体制の確立

実施項目３－４①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	「危機管理対応規則」及び「リスク管理基本規程」を制定している。ともに理事長を最高責任者としている。
実施項目３－４②	説明
法令等遵守のための体制整備	「コンプライアンス推進規程」、「学校法人純心女子学園における公益通報に関する規程」を策定し、規程に則り法令遵守に努めている。

原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開

実施項目４－１①	説明
情報公開推進のための方針の策定	「広報に関する基本方針」を策定し、その中に大学情報の公表について記載している。 （掲載先 URL） https://www.n-junshin.ac.jp/univ/profile/principle/policy/
実施項目４－１②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	ホームページでは、用語解説やグラフの活用など、説明方法をわかりやすく工夫している。 また、広報誌等印刷物を広く配布し、幅広いステークホルダーへの情報を提供している。

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明